

総務財政委員会 令和3年2月26日・3月1日
総務部 資料2番
所管 総務課

大田区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

特別職の期末手当については、これまで審議会の中で参考事項として取り扱い、意見交換を行ってきた。しかし、特別職報酬等の額の決定にあたっては、報酬等の月額と期末手当との関連性は大きく、実態としては、過去の審議の中でも月額と期末手当を一体として議論を行ってきたところである。こうした経過を鑑み、本年度の審議会の答申では、期末手当を審議事項とすることが適切であるとの意見を受けた。このことから、大田区特別職報酬等審議会の審議の対象に、期末手当の額を追加するため、本条例を改正する。

2 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

3 施行日

公布の日から施行する。

4 (参考) 大田区特別職報酬等審議会条例について

特別職報酬等審議会(以下、「審議会」という。)は、特別職の報酬等の額の決定について、第三者機関の意見を聞くことにより一層の公正を期するため設置されている、地方自治法第138条の4第3項の規定による執行機関の附属機関である。

本条例では、審議会の意見を聞く対象として次のものを規定している。

- ・ 区議会議員の議員報酬
- ・ 区長、副区長、教育長の給料及び退職手当

大田区特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第38号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区特別職報酬等審議会条例 昭和39年8月10日 条例第38号 (設置)</p> <p>第1条 <u>区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の給料、期末手当及び退職手当の額（以下「議員報酬等の額」という。）</u>について、次条の規定による意見の求めに応じ、審議するため、<u>区長の付属機関として、大田区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）</u>を置く。 <u>(意見の聴取)</u></p> <p>第2条 区長は、<u>議員報酬等の額</u>に関する条例を<u>区議会</u>に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。</p> <p>第3条から第6条まで (略) 付 則（平成27年6月29日条例第44号） (削除) この条例は、公布の日から施行する。 <u>(削除)</u></p> <p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、公布の日から施行する。 <u>(大田区特別職報酬等審議会条例の一部改正する条例の一部改正)</u> 2 <u>大田区特別職報酬等審議会条例の一部改正する条例（平成27年条例第44号）の一</u></p>	<p>○大田区特別職報酬等審議会条例 昭和39年8月10日 条例第38号 (設置)</p> <p>第1条 <u>区長の諮問に応じ、議員報酬等の額</u>について審議するため、大田区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p><u>(所掌事項)</u></p> <p>第2条 区長は、<u>議会の議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料及び退職手当の額</u>に関する条例を<u>議会</u>に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。</p> <p>第3条から第6条まで (略) 付 則（平成27年6月29日条例第44号） <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、公布の日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 <u>この条例の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定の適用がある場合は、同項の規定の適用がある間、この条例による改正後の大田区特別職報酬等審議会条例第2条の規定は適用せず、この条例による改正前の大田区特別職報酬等審議会条例第2条の規定は、なおその効力を有する。</u></p>

新	旧
<u>部を次のように改正する。</u> <u>付則第 2 項を削り、付則第 1 項の見出し及び項番号を削る。</u>	